

# 電子契約サービスの運用開始について

行政経営部 契約管財課

0284-20-2119

## 1 趣旨

本市では、行政事務におけるデジタル化を図り、「行かなくてもいい窓口」を実現するため、行政手続のオンライン化を推進しています。

また、令和3(2021)年1月に地方自治法施行規則が改正されたことに伴い、地方公共団体が電子契約を締結する場合の電子署名に関する規制が大きく緩和され、契約書の電子化がより可能となっています。

このたび、栃木県内初となる電子契約サービスを導入し、建設工事及び建設工事関連業務について、入札から契約までの一連の手続がオンラインで完結する仕組みが整いましたので、その概要について報告するものです。

## 2 電子契約サービスの概要

本市及び契約の相手方が保有するメールアドレスを利用し、電子契約サービス上にアップロードした契約書に契約の相手方が同意をし、その後、電子署名(タイムスタンプ)が付与されることにより契約が締結する立会人型の電子契約サービスです。これにより締結後の書類管理まで、クラウドで管理することが可能です。

別添資料1参照「合意締結の流れ」

## 3 電子契約のメリット

電子契約は、本市及び事業者にとって次のメリットがあります。

足利市	① 契約書の保管スペースが不要(R4当初契約実績 247件) ② 業務フロー改定による業務効率化の実現 ③ 契約書の押印が不要 ④ テレワークでの対応可
事業者	① 費用負担なし(メールアドレスのみ) ② 印紙代の削減(R4実績 2,531,300円) ③ 来庁時間の削減

- |                 |
|-----------------|
| ④ 契約書の保管スペースが不要 |
| ⑤ 設定やインストールが不要  |

#### 4 本市で対象とする契約

建設工事や建設工事関連業務のほか、物品購入及び外注印刷請負契約、業務委託契約など、順次、対象を拡大していきます。

#### 5 本市が導入する電子契約サービス

クラウドサイン（サービス提供事業者：弁護士ドットコム(株)）

#### 6 クラウドサインの適法性

クラウドサインは、産業競争力強化法に基づくグリーゾーン解消制度※に基づき、関係省庁から適法性が確認されています。

※「グリーゾーン解消制度」は、事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無を政府に照会し、回答を求める制度です。

#### 7 クラウドサインでの送信フロー 別添資料2のとおり

#### 8 総事業費 484千円（電子契約運営事業費）

#### 9 今後のスケジュール

令和5(2023)年7月	事業者説明会
8月	足利市契約規則等の関係規則を改正 足利市のホームページで周知
9月	利用開始